

診療記録開示（カルテ開示）の手続きについて

【開示対象】

次の診療記録（原則電子カルテに保存されているデータとしています）

- ・職種別診療記録
- ・各種報告書：CT・MR・内視鏡・超音波、病理 など
- ・検査成績：血液、尿、痰 など
- ・画像/波形：X線、CT、MR、超音波、内視鏡、脳波、心電図 など

※電子カルテ移行前の紙カルテについては、保管されていれば可能な限り対応するが、保管場所が異なるため、可能かどうかの確認に2週間程度必要です

【開示申請可能な対象者】

- ・成人の場合、患者本人
- ・患者本人が未成年の場合は親権者。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの場合も対象とする
- ・患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる方
- ・患者本人に法定代理人がいる場合には法定代理人
- ・診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- ・患者本人が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実には患者の世話をしている親族及びこれに準ずる方
- ・遺族（法定代理人）。ただし、患者本人の生前の意思、名誉等により、対象者から除外する場合があります。

【開示申請に必要な書類】

開示申請される方が次の書類等をご用意のうえ、手続きをお願いいたします。

必要書類	申請者					
	患者本人	親族	遺族	代理人（弁護士等）		
				患者本人からの依頼	親族からの依頼	遺族からの依頼
当院書式の診療情報開示申請書	○	○	○	○	○	○
委任状（当院書式の診療情報開示申請書内にあり）※1		○		○	○	○
診察券※2	○	○	○			
患者本人の本人確認書類 （運転免許証※3、健康保険証、マイナンバーカード等）	○	○		○	○	
申請者の本人確認書類 （運転免許証※3、健康保険証、マイナンバーカード等）		○	○	○	○	○
患者本人と親族または遺族の続柄が明示されている書類（戸籍謄本または抄本等）※4		○	○		○	○

- ※1 当院所定のものでなくても構いません。
- ※2 診察券があればお持ちください。(郵送でのお申込みの場合は、コピーで構いません)
- ※3 郵送でお申し込みの場合、運転免許証のコピーは裏面も必要です。
- ※1 委任状、※4 謄本等は、発行日より3か月以内のものを、ご提示ください。
- ※4 患者本人が故人で、当院以外で亡くなった場合、除籍が証明できる戸籍謄本または抄本をご提出ください。除籍の証明がない場合は、患者本人との続柄が明示されている書類と、死亡診断書の写し等、故人であることを示す書類を合わせてご提出ください。(当院で亡くなった場合は、続柄が明示されている書類のみで結構です)

【相談・申請窓口】

受付窓口：医療福祉相談室

相談時間：月～金 9：00～16：00 (開業日以外の祝日は除く)

電話番号：086-444-3211

【料金】

診療記録開示に係る料金は、開示手数料と診療記録のコピー代等の合計となります。

◆開示手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3,000円(消費税別)

※診療記録のコピー・面談をご希望の場合は、別途下記の料金も必要です。

◆診療記録の複写

・諸記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 白黒 1枚 20円(消費税別)

・レントゲン・CT等の画像データ CD-R 1枚 1,000円(消費税別)

◆医師との面談を希望される場合

・30分まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000円(消費税別)

【記録の閲覧について】

医師面談を希望されない記録の閲覧については、職員が操作して希望される記録を参照していただきます。日程調整を行った上での対応となりますので、申請日当日の対応はお受けできませんのでご了承ください。閲覧時間は概ね30分とさせていただきます。

【受け取りについて】

・窓口での受け取り

開示の準備ができましたら、開示申込書に記載いただいた連絡先にご連絡いたします。来院時に料金をお支払いの上、書類をお受け取りください。お受け取り時にはご本人確認ができる身分証明書(免許証等)が必要です。

・郵送での受け取りをご希望の場合

開示の準備ができましたら、開示申込書に記載いただいた連絡先にご連絡後、請求書を送付させていただきます。当院指定口座への入金を確認でき次第、着払いにて資料を送付いたします。

【開示までの期間】

開示申込書を受理した日から開示決定の連絡までには、2週間程度要します。あらかじめご了承ください。

また、診療記録等のコピーにつきましては、コピーの期間や記録の量により準備にかかる日数は異なります。なるべく迅速な対応をさせていただきますが、期日の指定はお受けできませんのでご了承下さい。

コピーの準備ができ次第ご連絡させていただきますが、当院からの連絡後、3ヶ月以上お受け

取りに来院されない場合、および口座への振り込みが確認できない場合は、中止とさせていただきます。一旦中止となった場合は、再度手続きが必要となります。ご事情により受領できない場合は、必ずご連絡ください。